



2022年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社テラプローブ
代 表 者 代表執行役社長 横山 毅
(コード番号：6627 東証第二部)
問合せ先 執行役CFO 地主 尚和
(TEL 045-476-5711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月24日開催予定の第17期定時株主総会において、「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1)「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(以下「改正産競法」といいます。)が2021年6月16日に施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となったことに伴い、天災地変又は感染症の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第11条第2項を追加するものであります。

なお、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、改正産競法の定めにより、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

(2)「会社法の一部を改正する法律」附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第14条に所要の変更を行い、効力発生日等について、附則第2条を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容については、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年3月24日(木)(予定)

定款変更の効力発生日：2022年3月24日(木)(予定(注))

注：1. (1)に記載のとおり、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることが条件となります。

以 上

□別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第10条 (条文省略)	第1条～第10条 (現行どおり)
第11条 (招集) 本会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新 設)	第11条 (招集) 1. 本会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2. 本会社は、 <u>天災地変または感染症の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でない</u> と取締役会が決定したときには、 <u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第12条～第13条 (条文省略)	第12条～第13条 (現行どおり)
第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新 設)	(削 除) 第14条 (電子提供措置等) 1. 本会社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u> 2. 本会社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第15条～第35条 (条文省略) 附 則	第15条～第35条 (現行どおり) 附 則
第1条 (条文省略) (新 設)	第1条 (現行どおり) 第2条 (電子提供措置等に関する経過措置) 1. <u>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および第14条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u> 3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日の経過により削除する。</u>